

朝来市家庭用防災用品購入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市家庭用防災用品購入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、朝来市補助金等交付規則（令和2年朝来市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、家庭において使用する防災用品（以下「家庭用防災用品」という。）の購入に要する費用の一部を補助することにより、家庭における防災力の向上及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、家庭用防災用品とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 防災備蓄用品 食料品、飲料水、懐中電灯、ラジオ、携帯トイレその他の防災用品で災害発生時において必要となるものをいい、リュックサック等非常用持ち出し袋類と一式で販売されているものをいう。
- (2) 補充用品 既に所有している防災備蓄用品について、その内容品を更新し、又は追加する目的で購入する防災用品をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 交付申請をする日において、市内に住所を有すること。
- (2) 補助対象者が属する世帯において、既にこの補助金又は他の地方公共団体等による同様の補助を受けていないこと。

(補助対象経費の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家庭用防災用品の購入費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用防災用品購入支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、家庭用防災用品購入支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分等の制限)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けた家庭用防災用品について、補助金の交付目的に従って保管及び使用をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、家庭用防災用品購入支援補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和7年4月23日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

朝来市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号
世帯主 氏 名
申請者との続柄

家庭用防災用品購入支援補助金交付申請書兼請求書

朝来市家庭用防災用品購入支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求をします。

記

1 申請・請求内容

申 請 区 分		防 災 用 品 購 入 価 格
<input type="checkbox"/>	防災備蓄用品	円
<input type="checkbox"/>	補充用品	円
購入費 (ポイント、クーポン、送料等を除く。)		(A) 円
(A) / 2の額 (100円未満切捨て)		(B) 円
補助金上限額		(C) 5,000円
交付申請額・請求額 【(B)と(C)を比較して少ない方の額】		円

(裏面)

2 補助金の振込先 (申請者の口座)

金融機関名	銀行、信用金庫 農協、信用組合							本店 支店 出張所
預金種目 (いずれかに○)	普通・当座	口座番号						
ふりがな								
口座名義								

3 誓約事項 (項目を確認し、該当する場合□に✓を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	他の地方公共団体等による、この補助金と同様の補助金等の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	購入した防災用品は、日常で使うものではなく、災害時の備蓄用品としてリュックサック等すぐに持ち出せる袋類に入れ適正に保管します。

※補助金交付対象者は、全てに該当する方です。

【添付書類】

- (1) 領収書又はレシートの写し
- (2) 購入した家庭用防災用品のカタログ又はその内訳が分かる写真

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

朝来市長 印

家庭用防災用品購入支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった朝来市家庭用防災用品購入支援補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので、朝来市家庭用防災用品購入支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

<input type="checkbox"/> 交付	交付額 円
	交付条件 (1) この補助金の交付の対象は、朝来市家庭用防災用品購入支援補助金交付申請書兼請求書の誓約事項に記載されたとおりとします。 (2) 朝来市家庭用防災用品購入支援補助金交付要綱の規定に違反したときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。
<input type="checkbox"/> 不交付	理由

様式第3号（第10条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

朝来市長 印

家庭用防災用品購入支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付を決定した朝来市家庭用防災用品購入支援補助金について、下記のとおり取り消すことを決定したので、朝来市家庭用防災用品購入支援補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金取消決定額 円を取り消す。
- 2 取消しの理由
- 3 補助金の返還 年 月 日までに納付書により返還すること。